

平成 28 年度 第 12 回江津市農業委員会総会

日時：平成 29 年 3 月 21 日(火) 午前 9 時 30 分～

場所：島根県石見地域地場産業振興センター 1 階会議室

○ 出席委員（19 名）

2 番 崎谷靖徳 3 番 佐々木康規 4 番 柳原良雄
5 番 佐々木要 6 番 原田和徳 8 番 佐々木敏行
9 番 多田正哉 10 番 井上清澄 11 番 富金原義則
12 番 植田勇治 13 番 山田博 14 番 益田孝雄
15 番 佐々木英夫 17 番 仲津和法 18 番 高畑昌吉
19 番 嘉戸晋太郎 20 番 田代和秋 21 番 流理森
22 番 湯浅憲昭

○ 出席した事務局職員 事務局長土崎一雄 参事西谷公巳夫
係長浜松宏之

○ 午前 9 時 30 分 農業委員会総会 開議

局長 ご案内の時間になりましたので、ただ今から平成 28 年度、第 12 回江津市農業委員会総会を開会いたします。会長が欠席しておりますので、崎谷副会長に挨拶の後、議事進行をよろしく願います。

副会長 おはようございます。昨日、深野会長から体調が悪いという事で連絡がございまして、ふつつかではございますが議事を進行させて頂きます。昨日は春分の日で気温が 16 度くらいございました。今日は一転、寒くなりましたので体調管理には努めて頂きたいと思っております。

それでは、ただ今より平成 28 年度、第 12 回江津市農業委員会総会を開会いたします。本日は、深野会長、二本木委員、佐々木敏行委員から欠席の報告がありましたので、出席委員は 19 名であります。従いまして、本総会は成立しております。本日の議事は、お手元の議事日程により進行いたします。なお、発言の際には挙手の上、指名を受けてから願います。それと、多田委員が少し遅れるという事ですのでよろしく願います。

副会長 日程第 1、会議録署名委員の指名につきましては、私から指名したいと思

ますがご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

副会長 異議なしと認め、私から指名させて頂きます。17番 仲津和法委員、18番 高畑昌吉委員を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

農地法 第18条第6項

副会長 日程第2、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による届出について」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局 議案書は2ページをご覧下さい。18条第6項の届出です。場所は●●●●です。賃貸人は●●●●です。賃借人は●●●●です。解約の届出は平成29年2月22日で、合意解約という事で届出がありましたので報告いたします。以上です。

副会長 ただ今、事務局より説明がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

副会長 質問等が無いようであります。この件については、報告でありますので、ご了承をお願いいたします。

農地法 第3条

《 都野津町 》

副会長 日程第3、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請の1」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の仲津委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局、説明をお願いします。

事務局 議案書の方は3ページ、場所の方は位置図の1ページをご覧下さい。農地の場所ですが、●●●●、登記簿現況ともに畑です。面積は336㎡ございます。3条の有償移転です。譲渡人は●●●●、●●●●です。申請事由としましては、遠隔地のため耕作できない、譲受人の希望によるという事です。譲受人は●●●●さん、●●●●です。事由としましては、農業経営拡大のためという事です。受入世帯は3人中3人、申請人は木原行政書士さんです。対価は10aあたり5,590千円という事で、担当委員は仲津委員でございます。法律による下限面積の要件は満たしております。以上でございます。

副会長 それでは、仲津委員、調査結果の報告をお願いいたします。

17 番委員 位置図の 1 ページをご覧ください。上部中央から右下へ流れております道路ですが、これは 9 号線の都野津西交差点から県道皆井田線という、跡市へ行く道です。この道を 100m ほど行きますと四つ角があります。この四つ角を水尻川の方へ 25m ほど行きますと都野津西公園があります。ここを左に曲がって 20m 進み、更に水尻川の方へ曲がると 30m くらいの所に現地があります。譲受人の茶畑さんは現地の隣に家を構えておりまして、現在は家庭菜園程度のごことはされています。以前は、奥さんのお母さんが跡市におられまして、10 年前は水稻を作っていましたので、その手伝い等をされていました。現在はお母さんの家の前の水田は畑になり、その畑の管理等で応援に行かれたりするそうです。譲渡人は●●●●の方におられまして、耕作は 10 年以上されていない場所ですが、草刈りには来られていたようです。5 年前までは年に 2,3 回来られて現地を草刈りはされていましたが、しかし、現在は草が伸びたら茶畑さんが草刈りを年に 1 回か 2 回は管理をしますと言う事で話をされていたようです。●●●●が 63 歳で定年を迎えまして、今の家庭菜園を遠方に行ったりお母さんの所に行ったりしていますが、隣の畑を譲ってもらえればそこで野菜等を作っていきたいという希望を 15 日に本人から聞きました。よろしく願いいたします。以上です。

副会長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について何かご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

副会長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

副会長 挙手全員と認めます。よって、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の 1 については、可決されました

農地法 第 5 条

《 二宮町神主 》

副会長 日程第 4、議案第 2 号、「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 1」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の会長が欠席出ありますので、植田委員から調査結果の報告をいたします。先に事務局、説明をお願い

します。

事務局 議案書は 4 ページ、場所の方は位置図の 2 ページをご覧ください。農地の場所ですが、●●●●、登記簿現況ともに畑です。面積は●●●●㎡ございます。権利は所有権の移転になります。譲渡人は●●●●、●●●●です。譲受人は●●●●引業の方です。転用目的は、建売住宅という事でございます。申請地に建売住宅を建築して販売するという事でございます。申請人は●●●●さんで、対価は 10a あたり 13,344 千円です。担当委員は深野委員で、工期は許可のあった日から平成 30 年 2 月末日までにという事です。立地基準、一般基準に照らし合わせてみましたが、特に問題はありませんでした。以上でございます。

副会長 それでは、植田委員、調査結果の報告をお願いいたします。

12 番委員 私も昨日、深野委員から連絡を頂きまして、急遽現場も見た所でございます。申請地でございますが、津宮小学校の南側に位置する所で旧県道に属する所にあります。元々、住宅が並んでいた所でございまして、この位置図には無いですが、道路とこの度の用地との間には一軒家が建っております。そのような中で、草刈り程度の管理はされていた所であります。宅地にされても、特に問題は無いかと考えますし、深野委員からもそのように託けを頂いております。以上です。

副会長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありましたが、この件について何かご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

副会長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

副会長 挙手全員と認めます。よって、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 1 については、可決されました。

農用地利用集積計画

副会長 日程第 5、意見第 1 号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により、井上委員を除斥いたします。

〔 井上清澄委員 除斥 〕

副会長 それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 先に、訂正をお願いいたします。2 ページの番号 2 の所で、利用権設定を受ける者の井上清澄さんの住所が間違えておりました、351 番地では無く 150 番地ですので訂正をお願いします。それでは、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権集積計画の承認について説明をさせていただきます。1 ページをご覧ください。桜江地区は鹿賀、川越、谷住郷。江津地区の方は上津井、波積北となっております。全部新規でございます、合計で 16,425 ㎡が利用権設定の計画でございます。次に 2 ページをご覧ください。松川町上津井の●●●●から●●●●へ賃貸借です。次に桜江町鹿賀の 4,528 ㎡の所を、●●●●から●●●●さんに使用貸借という事です。次の 3 ページの所で、桜江町川越の 413 ㎡ですが、坂根さんから山田さんに使用貸借という事です。次に波積町北の 1,797 ㎡ですが、●●●●から●●●●へ。次に 5 番目の所で、桜江町谷住郷の 2,430 ㎡が、●●●●から●●●●さんへ賃貸借です。そして、6 番の所も、谷住郷の 2,789 ㎡で●●●●から●●●●へ賃貸借という事で、以上の計画が出ております。以上でございます。

副会長 ただ今、事務局より説明がありましたが、この計画を定める事について、江津市より農業委員会の意見を求められているものであります。この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

副会長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。この件について、承認される方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

副会長 挙手全員と認めます。よって、意見第 1 号については、承認されましたので、江津市に「異議なし」と回答いたします。井上委員の除斥を解除します。

〔 井上清澄委員 除斥解除 〕

副会長 日程第 6、その他については総会終了後に行いたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

以上で、日程のすべてを議了いたしました。これをもちまして、第 12 回江津市農業委員会総会を閉会といたします。なお、次回の開催は、4 月 20 日、

木曜日、午前 9 時 30 分から予定しておりますので、よろしくお願いいたします
す。

〔 閉会 午前 10 時 30 分 〕

以上議事の顛末を記載し、これに間違いがないことを認証するために署名する。

副会長

署名委員

署名委員